

## 三観広域組合立特別養護老人ホーム「とがみ園」の民間譲渡について

三観広域行政組合から三豊市に譲渡を受け、三豊市が公募により民間に譲渡する方法又は、三観広域行政組合から直接民間に譲渡する方法が考えられる。

前者の場合には、三豊市議会と観音寺市議会および三観広域行政組合の議決を行っていかねばならず、事務量が煩雑になり手間がかかり平成19年度中はもちろん、それ以降においても三豊市と観音寺市の議会調整あるいは三観広域行政組合議会調整等、簡単に解決できないと想像される。

後者の場合は、三観広域行政組合で、募集要項・譲渡審査委員会設置要領等を作成することにより平成20年4月1日までの民間譲渡は可能と考える。また両市議会の理解も得られ易いと思われ、適正である。

こうしたことから、とがみ園については三観広域行政組合が直接、新経営者を募集し、広域行政組合議会の中で結論を出すべきである。

### 丸亀市の場合

5月・県長寿対策課と協議

- ・ 教育民生委員会
- ・ 定例記者会見で売却公表

6月・公募事業者説明会

- ・ 公募期間 平成18年7月3日～8月18日
- ・ 選定期間 平成18年8月21日～9月29日
- ・ 参加事業所

社会福祉法人 宝樹会

社会福祉法人

社会福祉法人

医療法人 社会福祉法人設立予定

NPO法人 社会福祉法人設立予定

10月・譲渡先決定 仮契約

- ・ 社会福祉法人 宝樹会

12月・条例改正

2月・県へ廃止届・財産処分の申請・設立申請書の提出

- ・ 国へ財産処分の報告書

3月・起債残高繰上償還

## 土地使用貸借に関する覚書

平成18年3月23日、三豊市（以下「甲」と言う。）と社会福祉法人宝壽会（以下「乙」という。）との間で締結した土地使用貸借契約に係る土地（以下「借受地」と言う。）において、乙が社会福祉事業等の活動を行うにあたり、甲乙間に次のとおり合意が成立したので覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、公有財産の無償貸与を受けて事業を行うことより、社会福祉法人の公益性確保のため、法人の理事として甲が推薦する者を1名以上任命し、社会福祉法人の運営に参画させるよう配慮する。
2. 乙は、借受地の良好な管理と水利慣行等周辺地域との良好な関係の確保に努めるものとし、これに必要な経費は乙の負担とする。
3. 将来、三豊広域市町村圏振興事務組合から特別養護老人ホームとがみ園の土地建物の移譲を受け、指定管理者を選定する場合には、公募等により乙に対しても参画の機会を与えることとする。

平成18年 3月24日

甲 香川県三豊市豊中町本山甲201番地1

香川県三豊市  
市長 横山 忠 始



乙 香川県三豊市高瀬町上高瀬 712 番地 3

社会福祉法人宝壽会  
理事 藤田 幸 男

